

(高圧)

電気需給約款

2019 年 4 月 1 日実施

2021 年 12 月 1 日変更

2022 年 7 月 1 日変更

2023 年 4 月 1 日変更

2024 年 2 月 1 日変更

2024 年 4 月 1 日変更

秩父新電力株式会社

登録番号:A0533

住所：埼玉県秩父市熊木町 9 番 5 号
秩父ビジネスプラザ

TEL：0494-22-6700

Mail：customer@chichibu-pps.co.jp

月～金（休祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）9:00～17:00

電気需給約款（高圧） 目次

I	総則	5
1.	対象となるお客さま	5
2.	需給約款の変更	5
3.	定義	6
4.	単位および端数処理	7
5.	実施細目	8
II	契約の締結	8
6.	需給契約の申込み	8
7.	需給契約の成立および契約期間	9
8.	需要場所	9
9.	需給契約の単位	9
10.	供給の開始	9
11.	供給の単位	10
12.	需給契約書の作成	10
III	料金および契約種別	10
13.	契約種別	10
14.	ポテくまパワー（高圧）	10
15.	ポテくまパワー（臨時電力）	13
16.	ポテくまパワー（自家発補給電力A）	14
17.	ポテくまパワー（予備電力）	16
18.	ポテくまパワー（ダイナミック・プライス）	17
19.	ポテくまパワー（ちちぶ RE100 電力）	20
IV	料金の算定および支払い	20
20.	料金の適用開始の時期	20
21.	料金の算定期間	20
22.	使用電力量の算定	21
23.	料金の算定	21
24.	日割計算	21
25.	料金の支払義務および支払期日	22
26.	料金その他の支払方法	22
27.	延滞利息	23
28.	保証金	23
V	使用および供給	24
29.	適正契約の保持	24
30.	契約超過金	24

31.	需要場所への立入りによる業務の実施	24
32.	施設場所および施設物の無償使用等	25
33.	電気の使用に伴うお客さまの協力	26
34.	供給停止期間中の料金	26
35.	違約金	27
36.	制限または中止の料金割引	27
37.	損害賠償および債務の履行の免責	28
38.	設備の賠償	28
39.	需給計画に係るお客さまの協力	28
VI	契約の変更および終了	29
40.	需給契約の変更	29
41.	名義の変更	29
42.	需給契約の廃止	29
43.	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算	30
44.	解約等	31
45.	需給契約消滅後の債権債務関係	32
VII	供給方法、工事および工事費の負担	32
46.	供給方法および工事	32
47.	工事費負担金等相当額の申受け等	32
48.	工事費負担金等相当額に関する契約書の作成	32
VIII	保安	33
49.	保安の責任	33
50.	調査および調査に対するお客さまの協力	33
51.	保安に対するお客さまの協力	33
IX	その他	34
52.	準拠法	34
53.	管轄裁判所	34
54.	暴力団排除に関する条項	34
附則		35
1.	この需給約款の実施期日	36
2.	供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い	36
3.	ポテくまパワー(臨時電力)の力率にかかわる取扱い	36
別表		37
1.	休日等	38
2.	再生可能エネルギー発電促進賦課金	38
3.	燃料費等調整	39
4.	容量拠出金	43

5.	契約負荷設備の総容量の算定	44
6.	負荷設備の入力換算容量	44
7.	契約受電設備容量の算定	47
8.	契約電力の算定方法	47
9.	日割計算の基本算式	49
10.	料金表	50

I 総則

1. 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款（高压）（以下「この需給約款」といいます。）は、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して高压で電気の供給を受けるお客さま（当社以外の者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。）に対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2. 需給約款の変更

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃その他当社が必要と認める場合、この需給約款または電気需給契約書を変更することがあります。この場合、変更後のこの需給約款の内容およびその効力発生時期を当社所定のウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法を通じてお客さまにあらかじめ周知いたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合、この需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) この需給約款その他の当社とお客さまとの間の契約における供給条件（以下「この需給約款等」といいます。）を変更しようとする場合（(3)に規定する場合を除きます。）において、電気事業法および同法施行規則（以下「電気事業法令」といいます。）にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。また、同法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法その他当社が適切と判断した方法にて行うものとし、説明書面の交付については当該変更をしようとする事項のみを記載し、契約変更後の書面交付については、当社の名称および住所、お客さまの供給開始日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (3) (2)にかかわらず、この需給約款等を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものを変更する場合に限ります。）において、電気事業法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (4) お客さまと当社との間で7（需給契約の成立および契約期間）(1)にしたがい需給契約が成立した場合、この需給約款等需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法その他当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高压

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

託送約款等に定める、30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、電気需給契約書に定める料金単価および基準単価には消費税等相当額を含みません。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 2 に定めるところによります。

(13) 燃料費等調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別表 3 に記載の方法により算出された値をいいます。

(14) 容量拠出金

容量市場における容量拠出金であり別表 4 に記載の方法により算出された値をいいます。

(15) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、14（ポテくまパワー(高圧)）(4)ロを適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となる場合は、契約電力を 1 キロワットといたします。使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目の事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法
- (2) 契約種別については、ポテくまパワー(高圧)を基準として、当社と協議していただきます。
- (3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、ポテくまパワー（予備電力）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、ポテくまパワー(自家発補給電力 A)の申込みをしていただきます。
- (7) お客さまおよび当社は、需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を、

需給契約を履行する以外の目的で、第三者に開示してはならないものといたします。

- (8) お客さまが需給契約によって支払いを要することとなった電気料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。
なお、当社が供給の意思表示を行なったときとは、12（需給契約書の作成）の需給契約書に調印を行なったときといたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、ポテくまパワー(臨時電力)の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了の3ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせするものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

8. 需要場所

需要場所は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

9. 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して1 需給契約を結びます。

- (1) 需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別とをあわせて契約する場合
ポテくまパワー(臨時電力)、ポテくまパワー(自家発補給電力A)、ポテくまパワー（予備電力）
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1 需給契約を結ぶとき。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12. 需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

III 料金および契約種別

13. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

ポテくまパワー（高圧）、ポテくまパワー（臨時電力）、ポテくまパワー（自家発補給電力A）、ポテくまパワー（予備電力）、ポテくまパワー（ダイナミック・プライス）、ポテくまパワー（ちちぶ RE 100 電力）

14. ポテくまパワー（高圧）

(1) 対象となるお客様

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満（ポテくまパワー（自家発補給電力A）とあわせて契約する場合は、ポテくまパワー（自家発補給電力A）の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力（ポテくまパワー（自家発補給電力A）とあわせて契約する場合は、ポテくまパワー（自家発補給電力A）の契約電力との合計といたします。）が 2,000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者との協

議が整ったときは、契約電力が 50 キロワット未満のものであるものについても対象とすることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) ポテくまパワー（自家発補給電力A）と同一計量される場合で、ポテくまパワー（自家発補給電力A）によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力A）の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値からポテくまパワー（自家発補給電力A）のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力A）の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明

らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) ポテくまパワー（自家発補給電力 A）と同一計量される場合で、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力 A）の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値からポテくまパワー（自家発補給電力 A）のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力 A）の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

ニ

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（容量拠出金）(1)によって算定された容量拠出金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気需給契約書のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合ポテくまパワー（予備電力）によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率

(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

15. ポテくまパワー（臨時電力）

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれかに該当するものを対象といたします。

ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

イ 高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が、原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるもの。

ロ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるもの。

(2) 契約電力

契約電力は、ポテくまパワー(高圧)の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が 500 キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（容量拠出金）(1)によって算定された容量拠出金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき(1)ロに該当する場合はポテくまパワー(高圧)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(1)ロに該当する場合はポテくまパワー(高圧)の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは(1)ロに該当する場合はポテくまパワー(高圧)に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、ポテくまパワー(臨時電力)の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ポテくまパワー(高圧)に準ずるものといたします。

16. ポテくまパワー（自家発補給電力 A）

(1) ポテくまパワー（自家発補給電力 A）

イ 対象となるお客さま

ポテくまパワー(高圧)のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（容量拠出金）(1)によって算定された容量拠出金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。

また、電力量料金は、別表 3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、ポテくまパワー(高圧)の該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の 10 パーセントを割増ししたものの 30 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書のとおりといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ポテくまパワー(高圧)に準ずるものいたします。

ニ ポテくまパワー（自家発補給電力 A）の使用

(イ) お客さまがポテくまパワー（自家発補給電力 A）を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) ポテくまパワー(高圧)またはポテくまパワー（自家発補給電力 A）を同一計量する場合で、の契約電力がポテくまパワー(高圧)の契約電力が 14（ポテくまパワー(高圧)）(4)イによって決定されるお客さまのその 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値がポテくまパワー(高圧)の契約電力をこえないときは、イにかかわらず、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）を使用されなかったものとみなします。

ホ ポテくまパワー(高圧)と同一計量される場合の最大需要電力

ポテくまパワー(高圧)と同一計量される場合で、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ) ポテくまパワー(高圧)の契約電力を 14（ポテくまパワー(高圧)）(4)イによって定めるお客さまの場合で、その 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値がポテくまパワー（高圧）の契約電力とポテくまパワー（自家発補給電力 A）の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因がポテくまパワー（自家発補給電力 A）の超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、ポテくまパワー（高圧）とポテくまパワー（自家発補給電力A）との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) ポテくまパワー(高圧)の契約電力を14(ポテくまパワー(高圧)) (4)ロによって定め
るお客さまの場合で、ポテくまパワー（自家発補給電力A）の需要電力の最大値が
契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大
需要電力とみなします。

へ ポテくまパワー(高圧)と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、ポテくまパワー（自家発補給電力A）の供給時間中に計量された使
用電力量から、次により決定する基準の電力にポテくまパワー(自家発補給電力A)
の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

17. ポテくまパワー（予備電力）

(1) 対象となるお客さま

ポテくまパワー(高圧)のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不
足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象とい
たします。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情
がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されと
きの契約電力は、ポテくまパワー（予備電力）によって使用される契約負荷設備および
契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との
協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワ
ット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によっ
て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表4（容量拠出金）(1)によっ
て算定された容量拠出金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費等
調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準
燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整
額を差し引いたものとし、別表3（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格
が別表3（燃料費等調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費等
調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、ポテくまパワー（予備電力）によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ポテくまパワー（高圧）に準ずるものといいたします。

18. ポテくまパワー（ダイナミック・プライス）

(1) 対象となるお客様

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満（ポテくまパワー（自家発補給電力 A）とあわせて契約する場合は、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といいたします。）であるものを対象といたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力（ポテくまパワー（自家発補給電力 A）とあわせて契約する場合は、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）の契約電力との合計といたします。）が 2,000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力が 50 キロワット未満のものであるものについても対象とすることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといいたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) ポテくまパワー（自家発補給電力 A）と同一計量される場合で、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力 A）の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値からポテくまパワー（自家発補給電力 A）のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力 A）の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(ハ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

d 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

e 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

f 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、

減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(二) ポテくまパワー（自家発補給電力 A）と同一計量される場合で、ポテくまパワー（自家発補給電力 A）によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力 A）の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値からポテくまパワー（自家発補給電力 A）のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月のポテくまパワー（自家発補給電力 A）の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（容量拠出金）(1)によって算定された容量拠出金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気需給契約書のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合ポテくまパワー（予備電力）によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は市場連動価格とし、お客様の 30 分毎の使用電力量を損失率で修正した値に東京エリアのその 30 分の電力卸市場の前日スポット価格（消費税相当額を含む。）を乗じた額を合計した金額とします。

ハ 力率割引および割増し

(ハ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

19. ポテくまパワー（ちちぶ RE100 電力）

(1) 対象となるお客さま

14 ポテくまパワー(高圧) (1)および 18 ポテくまパワー（ダイナミック・プライス）に該当するお客さまで、かつ弊社との協議が整ったものを対象といたします。この場合、当社は、お客さまとの間で、ポテくまパワー(高圧)およびポテくまパワー(ダイナミック・プライス)が適用されるかを合意するものとし、以下合意をした契約種別を「適用契約種別」といいます。

(2) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

トラッキング付非化石証書（再エネ指定）によって、お客さまに供給する電力の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を $0\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ といたします。また、当社は、実際にお客さまに供給した電力の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）について、当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、適用契約種別に定めるところによるものといたします。

(4) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約電力

契約電力は、適用契約種別に定めるところによるものとします。

(6) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 4（容量拠出金）(1)によって算定された容量拠出金および環境価値料金の合計といたします。基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および容量拠出金は、適用契約種別に定めるところによるものとします。環境価値料金は、電気需給契約書のとおりといたします。

IV 料金の算定および支払い

20. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

21. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計

量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

22. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めます。

23. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24. 日割計算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金および容量拠出金は、別表 9（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金および環境価値料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 9（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をし、基本料金を算定いたします。

25. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。
- この場合の請求日は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）といたします。ただし、検針日に検針が行なわれない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。また、環境価値料金の支払期日は、電気需給契約書のとおりといたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

26. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客様が、当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社

に申し出ていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。(1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときといたします。また、(1)ハにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

27. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金および容量拠出金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金および容量拠出金×電気需給契約書に定める係数

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

28. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

29. 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30. 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

31. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が次の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立

ち入りを承諾していただきます。当該一般送配電事業者が立ち入る場合においては、当該一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査
- (2) 51（保安に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 託送約款等に定めるところにもとづく当該一般送配電事業者による接続供給の停止、42（需給契約の廃止）および44（解約等）にもとづく契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

32. 施設場所および施設物の無償使用等

- (1) お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
- (2) 次の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。
 - イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - ハ 通信設備等を設置する場合
 - ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合
- (3) お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。
 - イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
 - ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

- ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な(イ)から(ハ)の付帯設備
- (イ) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
- (ロ) お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。） およびハンドホール
- (ハ) その他(イ)または(ロ)に準ずる設備
- ニ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の二次配線等
- ホ 当該一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

33. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イからニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

34. 供給停止期間中の料金

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

35. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けま
す。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ ポテくまパワー（予備電力）で準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

36. 制限または中止の料金割引

- (1) ポテくまパワー(高圧)については、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

なお、割引額の単位は、1 円とし、その端数は、切り上げます。

- イ 契約電力（ポテくまパワー(自家発補給電力 A)とあわせて契約する場合は、ポテくまパワー(自家発補給電力 A)の契約電力との合計といたします。）が 500 キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、託送約款等にもとづき算定された値といたします。

- ロ 契約電力（ポテくまパワー(自家発補給電力 A)とあわせて契約する場合は、ポテくまパワー(自家発補給電力 A)の契約電力との合計といたします。）が 500 キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1

月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、託送約款等にもとづき算定された値といたします。

- (2) (1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) ポテくまパワー(臨時電力)、ポテくまパワー(自家発補給電力 A)およびポテくまパワー(予備電力)に対する使用の制限または中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

37. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

38. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いしていただきます。

39. 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

Ⅵ 契約の変更および終了

40. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

41. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

42. 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、お客さまの契約電力が500キロワット未満の場合であって、お客さまが当社に通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に廃止期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの当該通知とみなすものとします。なお、この場合、原則として、お客さまが当社に通知された廃止期日（電力広域的運営推進機関から当社に廃止期日の通知がされた場合は当該廃止期日とし、以下同様とします。）に当該一般送配電事業者により、需給を終了させるための適当な処置が行われます。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

43. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さま（ポテくまパワー(臨時電力)のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼってポテくまパワー(臨時電力)を適用いたします。この場合、当初からポテくまパワー(臨時電力)として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼってポテくまパワー(臨時電力)を適用いたします。この場合、当初からポテくまパワー(臨時電力)として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、ポテくまパワー(臨時電力)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼってポテくまパワー(臨時電力)を適用いたします。この場合、当初からポテくまパワー(臨時電力)として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、ポテくまパワー(臨時電力)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力の減少にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼってポテくまパワー（臨時電力）を適用いたします。この場合、当初からポテくまパワー（臨時電力）として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、ポテくまパワー（臨時電力）を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (2) 14（ポテくまパワー（高圧））(4)ロによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または 14（ポテくまパワー（高圧））(4)ロ（イ）により契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、14（ポテくまパワー（高圧））(4)ロ（イ）cにより契約電力を減少しようとする日といたします。

44. 解約等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ 35（違約金）(1)ハに該当する場合
- ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ト お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

- リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
 - ル お客さまがその他この需給約款に反した場合
- (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

45. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

46. 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

47. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

48. 工事費負担金等相当額に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。

VIII 保安

49. 保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

50. 調査および調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

51. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次に該当する場合には、お客さまは当社および当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - イ お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
 - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。
- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、

お客さまと当該一般送配電事業者とで協議していただきます。

IX その他

52. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

53. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

54. 暴力団排除に関する条項

(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、需給契約締結時および将来に渡り、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、需給契約の締結および履行をするものではないこと。

(2) (1)のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為

ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為

ニ 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

(3) 当社は、(1)および(2)の一つにでも違反した場合、44（解約等）(1)にしたがい需給契約を解除できるものとします。この場合において、お客さまに需給契約にもとづく当社に対する未払いの債務がある場合、直ちにお支払いいただきます。なお、本項にもとづく解除によりお客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

附則

附則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、令和5年4月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3. ポテくまパワー(臨時電力)の力率にかかわる取扱い

ポテくまパワー(臨時電力)の適用を受ける、契約電力が500キロワット未満のお客さまの力率は、15(ポテくまパワー(臨時電力))(3)ハにかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

別表

別表

1. 休日等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、ポテくまパワー（予備電力）の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り

消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3. 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β および γ の値は、別表 10（料金表）のとおりといたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格（税込）} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 $\delta 1$ および $\delta 2$ の値は、別表 10（料金表）のとおりといたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格（税込）} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D＝各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 平均不足買電価格

1キロワット時当たりの平均不足買電価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、Gi およびHi の値は、別表10（料金表）のとおりといたします。

また、各平均不足買電価格算定期間における1キロワット時当たりの平均不足買電価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$F = \sum_{i=1}^{48} Gi \times Hi$$

$$I = \sum_{i=1}^J Fi$$

$$K = \sum_{i=1}^{48} Hi$$

$$L = \sum_{i=1}^J Ki$$

$$\text{平均不足買電価格（税込）} = I \div L \times 1.1$$

G＝別表10（料金表）に定める各平均不足買電価格算定期間における一日の各30分コマにおける1キロワット時当たりのスポット市場価格

H＝別表10（料金表）に定める各平均不足買電価格算定期間における一日の各30分コマにおける不足買電量

F＝各平均不足買電価格算定期間における一日の不足買電金額

I＝各平均不足買電価格算定期間におけるその月の不足買電金額

J＝各平均不足買電価格算定期間におけるその月の日数

K＝各平均不足買電価格算定期間における一日の不足買電量

L＝各平均不足買電価格算定期間におけるその月の不足買電量

二 平均余剰売電価格

1キロワット時当たりの平均余剰売電価格（税込）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 N_i および O_i の値は、別表 10（料金表）のとおりといたします。

また、各平均余剰売電価格算定期間における 1 キロワット時当たりの平均余剰売電価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$M = \sum_{i=1}^{48} N_i \times O_i$$

$$P = \sum_{i=1}^Q M_i$$

$$R = \sum_{i=1}^{48} O_i$$

$$S = \sum_{i=1}^Q R_i$$

$$\text{平均余剰売電価格（税込）} = P \div S \times 1.1$$

M＝各平均余剰売電価格算定期間における一日の余剰売電金額

N＝別表 10（料金表）に定める各平均余剰売電価格算定期間における一日の各 30 分
コマにおける 1 キロワット時当たりのスポット市場価格

O＝別表 10（料金表）に定める各平均余剰売電価格算定期間における一日の各 30 分
コマにおける余剰売電量

P＝各平均余剰売電価格算定期間におけるその月の余剰売電金額

Q＝各平均余剰売電価格算定期間におけるその月の日数

R＝各平均余剰売電価格算定期間における一日の余剰売電量

S＝各平均余剰売電価格算定期間におけるその月の余剰売電量

ホ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned}
\text{燃料費等調整単価(税込)} = & \left\{ (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(\text{2)の基準燃料単価}}{1,000} \right. \\
& + (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times (\text{3)の基準市場単価} \left. \right\} \div 7 \\
& + \left\{ (\text{平均不足買電価格} - \text{基準不足買電価格}) \times \right. \\
& \quad \left. \text{基準月間不足買電量} \div \text{基準月間販売電力量} \right\} \\
& + \left\{ (\text{基準余剰売電価格} - \text{平均余剰売電価格}) \times \right. \\
& \quad \left. \text{基準月間余剰売電量} \div \text{基準月間販売電力量} \right\}
\end{aligned}$$

へ 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格、各平均不足買電価格算定期間の平均不足買電価格および各平均余剰売電価格算定期間の平均余剰売電価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間、平均不足買電価格算定期間および平均余剰売電価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間、平均不足買電価格算定期間および平均余剰売電価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間、平均不足買電価格算定期間および平均余剰売電価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年6月1日から6月30日までの期間	毎年6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年7月1日から7月31日までの期間	毎年7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年8月1日から8月31日までの期間	毎年8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年9月1日から9月30日までの期間	毎年9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年10月1日から10月31日までの期間	毎年10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年11月1日から11月30日までの期間	毎年11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年12月1日から12月31日までの期間	毎年12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年1月の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ト 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表10（料金表）のとおりといたします。

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1キロワット時につき1円変動した場合の値とし、別表10（料金表）のとおりといたします。

(4) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、(1)ロの各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、(1)ハの各平均不足買電価格算定期間における1キロワット時当たりの平均不足買電価格、(1)ニの各平均余剰売電価格算定期間における1キロワット時当たりの平均余剰売電価格ならびに(1)ホによって算定された燃料費等調整単価をお知らせいたします。

(5) 燃料費等調整の変更について

乙は、自らの電気需給約款および料金表を変更した場合、その変更に基づいて別表3（燃料費等調整）および別表10（料金表）の内容を見直すことができるものといたします。

4. 容量拠出金

- (1) 高圧は、毎月、契約電力1キロワット当たり400円（税込）いただきます。
- (2) 電気代2024年4月分から毎月請求させていただきます。
- (3) 2025年3月31日時点で、弊社が電力広域的運営推進機関から請求を受けている2024年4月から2025年1月分までの容量拠出金の合計金額と、弊社がお客さまから受領済の2024年4月から2025年1月分までの容量拠出金の合計金額に差異がある場合は、電気

代 2025 年 3 月分における弊社からお客さまへの容量拠出金の請求金額をその差額分だけ加減する形で調整させていただきます。

5. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

- ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペアロ

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6. 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）

999 以下	40	40
1, 149 以下	60	60
1, 556 以下	70	70
1, 759 以下	80	80
2, 368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1, 200	735
1, 000 以下	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	－	160	出力(ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	－	180	
65 以下	－	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1, 200	
750 以下	1, 000	1, 400	

ロ 3 相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量(入力 [キロワット])
低圧誘導電動機	出力 (馬力) × 93.3 パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0 パーセント

高圧誘導電動機	出力（馬力）× 87.8 パーセント
	出力（キロワット）× 117.6 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治験用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント
- ロ イ以外の場合
入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) その他

- イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、当該一般送配電事業者が実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7. 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 ×0.866

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）
－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）
＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）
× 2 × 0.866

8. 契約電力の算定方法

ポテくまパワー(臨時電力)のお客さまで、契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）(1)（この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。

この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によります。

(イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(ロ) その回路の電気方式および電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 7〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、

契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

9. 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金および容量拠出金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- イ 電気の供給を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10. 料金表

1 燃料費等調整

- (1) 別表3（燃料費等調整）(1)イに定める α ， β および γ の値
 α ， β および γ の値は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (2) 別表3（燃料費等調整）(1)ロに定める $\delta 1$ および $\delta 2$ の値
 $\delta 1$ および $\delta 2$ の値は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (3) 別表3（燃料費等調整）(1)ホに定める基準燃料価格
基準燃料価格は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (4) 別表3（燃料費等調整）(1)ホに定める基準市場価格
基準市場価格は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (5) 別表3（燃料費等調整）(2)に定める基準燃料単価
基準燃料単価は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (6) 別表3（燃料費等調整）(3)に定める基準市場単価
基準市場単価は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (7) 別表3（燃料費等調整）(1)ハに定める G_i
 G_i は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (8) 別表3（燃料費等調整）(1)ハに定める H_i
 H_i は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (9) 別表3（燃料費等調整）(1)ホに定める基準不足買電価格
基準不足買電価格は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (10) 別表3（燃料費等調整）(1)ホに定める基準月間不足買電量
基準月間不足買電量は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (11) 別表3（燃料費等調整）(1)二に定める N_i
 N_i は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (12) 別表3（燃料費等調整）(1)二に定める O_i
 O_i は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (13) 別表3（燃料費等調整）(1)ホに定める基準余剰売電価格
基準余剰売電価格は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。
- (14) 別表3（燃料費等調整）(1)ホに定める基準月間余剰売電量
基準月間余剰売電量は，電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおりといたします。

(15) 別表 3 (燃料費等調整) (1) ホに定める基準月間販売電力量

基準月間販売電力量は、電気需給契約書または電気需給契約申込書に定めるとおり
といたします。